

議 長
確認印

議会運営委員会会議録

1、開会の日時 閉 会	平成 28 年 6 月 7 日 10 : 50 平成 28 年 6 月 7 日 11 : 19
2、場 所	委員会室
3、出席した委員	割貝寿一、小林達信、鈴木安次、鈴木 茂、吉田克則
4、欠席した委員	なし
5、出席を要求した者	副議長
6、職務のため出席した者	議長、 事務局長、書記
7、付議事件	第 1 定例会の検証 第 2 議会活性化の取組み
8、議事の経過	<p>小林達信副委員長が開会 割貝寿一委員長あいさつ 委員長が進行</p> <p>第 1 定例会の検証</p> <p>委員長：今定例会を検証して次に生かしたい。 鈴木（安）委員：検証項目にあるタブレットの活用とはどのような意味か。 委員長：タブレットは持ち込み許可をもらって、個人対応でやっている。 事務局：諸般の報告の内容は、写しの配布をやめ、タブレットにデータ化している。 その確認と実際タブレットを利用し内容確認を行ったかということである。 委員長：ほかにないか。 鈴木（茂）委員：「町長さん」と何度か発言した議員がいた。注意すべきである。 鈴木（安）委員：七宮議員の質問は良くまとまっており、答弁がはっきりしないので「やる」か「やらない」か、質していた。よかったと思う。 鈴木（茂）委員：傍聴者アンケートはまとまっているのか。 事務局：現在とりまとめ中であるが、要点をお知らせする。 （アンケート結果の概要を説明） 鈴木（茂）委員：議案審議の質問者が 1 人しかいなかった。議会だよりに載せるにしても偏ったものになってしまう。よいことではない。 委員長：議会だよりに全部の質疑を載せるのではなく、絞って行うべき。 （「紙面をとりすぎる。」「整理が必要」という人あり。その他、聴取不能） 小林委員：鈴木茂議員の一般質問で「お願いします。」を 2 回使っていた。議員必携にも好ましくないと書いてある。 委員長：どうしても出てしまう言葉である。心がけが必要である。質問は、お願いではない。「質す」ことである。注意したい。 委員長：そのほか意見がなければ。 事務局：今回の一般質問では 2 名の議員が写真など補助的資料を利用した。現在議</p>

長の許可としているが、直前に申し出るなど議長が判断に困ることもあろう。一定のルールがあってもよいと思うが。

副議長：一般質問の通告締切までに申し出ることによって、議運で協議することも可能になる。

委員長：通告するのが精いっぱい、どのような質問スタイルにするか直前まで考えている人が多い。通告期限までに資料作成はむずかしいのではないか。

鈴木（安）委員：通告時に「添付資料あり」などと表示してもらえばどうか。

委員長：なかなか前もって準備することはむずかしい。

鈴木（安）委員：だから添付資料がある旨だけ（内容は後日）報告すればよいのでは。資料は前日提出するようルールをつくれればよい。

吉田委員：是非の判断はどのようにするか。判断基準を定めることが大切では。

委員長：判断の結果許可しないとなった場合、質問の仕方も変わる。それが前日では質問者が困るのではないか。何日か余裕があったほうがよいのではないか。議長等と協議して案をまとめたと思う。以上で補助資料の件は終わる。

第2 議会活性化の取組み

委員長：事務局に説明を求める。

事務局：議会基本条例策定時に具体的取組みの案を作成した。まだ、案の状況である。今後これをどうするか決めていかなければならない。進め方として、全協で意見を聞いて、議運で取組みを協議し、再度全協に諮り実行に移す。という流れではどうか。議員定数等今回の選挙で話題になったことも含まれる。

委員長：今一つパツとしない。議員定数に絞ることも可能か。意見はあるか。

鈴木（茂）委員：本来ならば全協で取組み内容の検証をすべき。全協でやるのが望ましい。基本条例を新しい議員にわかってもらう必要がある。

小林委員：新人議員にもわかるように説明していかなければならない。

鈴木（安）委員：最低限読み合わせなど内容の確認は必要である。その中で、何をどのように進めるか考えるべき。

委員長：妙案はないようだが、新人議員を含め内容の再確認をしていくことにしたい。これで議事を終わる。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長